

贈与税・相続税を100%納税猶予する 「個人版事業承継税制」が創設されました。

- 2019年1月1日から2028年12月31日の間に個人事業に使っている「特定事業用資産」の全てを事業主から事業承継者に、相続や贈与をした場合、その資産に対する相続税・贈与税の納税が猶予されます。
「特定事業用資産」とは
 - ・ 土地の内、400㎡までの部分
 - ・ 建物の内、800㎡までの部分
 - ・ 固定資産税の課税対象になっている減価償却資産
 - ・ 自動車税や軽自動車税が課されている自動車
- 制度を活用するためには、経営承継円滑化法に基づく認定と平成31年度から5年以内に、予め承継計画を都道府県に提出する必要があります。
 - ・ 贈与者が贈与年の1月1日現在60歳を超えている場合は、直系卑属以外への贈与も可能
- 「納税猶予」が「免除」されるのは
 - 認定相続人が、死亡するまでの事業継続・特定事業用資産を保有した場合は、全額免除
 - 認定相続人が、一定の身体障害等に該当した場合は、全額免除
 - 相続税の市の申告期限から5年経過以降に、次の後継者への特定事業用資産を贈与し、『贈与税の納税猶予』の適用を受ける場合は、全額免除
 - 経営環境の悪化などにより、特定事業用資産をやむを得ず譲渡する場合や、事業廃止の場合は、一部免除
- 「猶予税額」の納付が必要な場合とは
 - 「免除」「一部免除」事由に該当せずに事業を廃止した場合は、猶予税額の全額
 - 特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対する猶予税額
 - 利子税：年率0.7%～3.6%（変動性）も併せて納付が必要
- 重要要件
 - 認定相続人は3年毎に税務署に継続届出書を提出
 - 認定相続人が、5年経過以降に法人設立した場合には、一定の要件の下、納税猶予継続可

※この制度の詳細については、顧問税理士等にご相談ください。